

調布市民西調布体育館機能移転に関する基本構想（素案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和7年6月12日（木）から令和7年7月11日（金）まで
- (2) 周知方法 市報（令和7年6月5日号，6月20日号，7月5日号），市公式X（旧Twitter）および市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階スポーツ振興課，公文書資料室，神代出張所，みんなの広場（たづくり11階）
市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階），各図書館・各公民館・各地域福祉センター（深大寺・染地を除く）
教育会館（1階），総合体育館，西調布体育館
- (4) 意見の提出方法 氏名，住所，御意見を記入し，直接又は郵送，FAX，Eメール，インターネット専用フォーム
で市役所スポーツ振興課まで提出 ※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

(1) 意見提出件数：7件（4人）

＜提出意見の内訳＞ ※複数章にまたがる意見があり，合计数が一致しません。

全般に対する意見	0件
第1章 策定の背景と目的	0件
第2章 現況	0件
第3章 基本構想	2件
その他意見	5件

(2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	項目	御意見等の内容	市の考え方
1	第3章 基本構想	体育館の機能移転、ゾーニングにあたり以下の5点を希望します。 （１）畳常設の武道場 （２）登録団体用倉庫の設置 （３）駐輪・駐車場の整備 （４）自動販売機の設置 （５）シャワールームの設置 （１）畳常設の武道場 畳常設の武道場設置を希望するにあたり、以下の4点に理由をまとめます。 ①畳を敷く、上げる作業の困難化 現在、調布市において畳が常設されている武道場はありません。京王アリーナTOKYOにおいては、可動式の畳はありますが、常設はされていません。したがって、可動式の畳施設は大会や演武会等での一時的かつ大規模での利用では活用されますが、日々の稽古で利用するには不便です。 調布市内において畳を使用する団体は柔道や合気道の各道場・教室と、多くの団体があります。またその多くは歴史が古く、幼い子どもから高齢者が在籍しています。その一方で畳の老朽化、先生方の高齢化問題もあり、日々の稽古で畳を敷く、上げる作業が困難になってきています。 方針4（世代を超えた交流が図られ、地域コミュニティの活性化に資する施設の整備）の通り、年齢や障害の有無を超えた交流の機会として使用するには、畳を敷く、上げる作業は事故や怪我の元となり、危険です。また、各団体がそれぞれ敷く、上げる作業を行うと、畳が痛みやすく、劣化・老朽化の原因にもなります。 ②中学校および高等学校での武道教育および生徒指導教育での利用 中学校及び高等学校の体育の授業において、武道が必修科目として取り入れられています。その中には、剣道や空手道のように畳を必要としない競技もありますが、これらの武道を安全かつ効果的に学ぶためには、畳の設置が欠かせません。常設畳の最も大きな意義は、安全性の確保にあります。特に、受け身を伴う武道では、体を激しく動かし、投げ技や倒れ込みなどを行うため、床材の選定が重要です。フローリングのような硬い床では関節や筋肉に負担がかかりやすく、怪我のリスクが高まりますが、畳はその弾力性と柔軟性によって衝撃吸収性が高く、稽古中の事故を減少させます。特に子どもたちが武道を学ぶ学校教育の場では、安全性が最も重視されるため、畳を常設した武道場は非常に有用です。 そして、畳の武道場は学級指導や学年指導の際に有用です。これまで、学年指導や学級指導の際、生徒は体育館に体育座りで指導を受けていました。しかし近年、長時間硬いフローリングの上に座らせることや、体育座りの姿勢が問題視されています。一方、畳は柔らかく、寝にくい材質であるため、長時間床に座る指導においても身体への負担が少ないことから、生徒たちが集中力を持続できる環境を作り出せると考えます。 ③時間的効率・安全性 畳を常備したフローリング床の体育館も一つの案として考えられますが、畳の設置、準備にかかる時間を考慮すると、常設することが理想だと考えます。実際、現状の西調布体育館においてその稼働率は100%ですが、回転率は92.9%となっています。方針3（誰もが気軽に健康・体力づくりに取り組める施設の整備）の通り、回転率の向上、利用団体の増加、競技時間の確保を目指すためには、常設化することが理想です。 また、学校においては教員の負担の減少、授業時間の確保につながります。 さらに、常設にすることで、畳のズレを防ぎ、怪我や事故のリスクを低減させます。 ④災害時の避難場所としての利用 方針6（防災機能・安全性の確保）の通り、災害時、避難所として活用をする際、冬場は特に冷たいフローリングの上よりも畳の方が寒さをしのぎやすく、その床材的特性からも身体への影響は優しいと考えられます。実際、東日本大震災の時、東京武道館では畳を敷き、避難所として機能しました。畳は、避難生活の人々にとって、床の冷えたさや硬さをそのままなく、プライバシーの確保や休息の場としても機能しました。 （２）利用登録団体用倉庫の設置 西調布体育では、登録団体用の倉庫がありました。バレーボールやバドミントンを始めとするネット競技、球技は種目に使用する器具も多く、毎回の利用の際に会員が持参することは極めて困難です。地域のスポーツ活動の拠点として活用するには、登録団体が安心して預ける、補充できる倉庫が必要です。また、調布中学校の器具と利用団体の物品の混合や損失を防ぐためにも、利用登録団体専用の倉庫、あるいは倉庫内のゾーニングを希望します。 （３）駐輪・駐車場の整備 西調布体育館は駅から近く、公共交通機関を利用し訪れる人が多いことに加え、駐車場スペースが体育館の利用につき3台まで認められていました。機能移転先の調布中学校は駅から遠く、車や自転車を利用して訪れる人が多くなると予想されます。従って、駐車場および駐輪場の充実した整備を希望します。 （４）自動販売機の設置された休憩所 スポーツを安全に行う上で、適切な休養と水分補給は欠かせません。一方、調布中学校の近くにはコンビニエンスストアやスーパーがなく、持参した飲み物では足りない際、熱中症や怪我のリスクにつながります。また、夏の暑い時期にも安心して体育館やプールを利用するために、自動販売機や冷水機の設置を希望します。またその際、自動販売機の近くに休憩できるようなソファやベンチが設置されていると、利用者、団体同士の交流の場ともなり、地域コミュニティを活性化させる一助となる可能性があると考えます。 （５）シャワールームの設置 方針6（防災機能・安全性の確保）を踏まえ、災害時での活用を考慮し、シャワールームの設置を希望します。また、夏の利用時、熱中症のリスクや利用者の衛生的観点からもシャワールームを無料開放することで、安全かつ誰もが利用しやすい施設になると考えます。	基本構想16ページ記載の「基本方針2 スポーツ活動の場としての機能の充実」にある通り、西調布体育館の機能移転にあたっては、様々な競技を踏まえた体育室の検討や各種設備の充実を図ることで、快適なスポーツ活動が行える施設として整備することを基本方針とします。西調布体育館の設置する設備については、今後策定する基本計画等でより詳細に示して参りますが、いただいたご意見を参考にしながら、可能な限り西調布体育館の設備を充実させ、利用者のスポーツ環境が向上するような施設を目指して参ります。
2	第3章 基本構想	西調布体育館をとりこわす前に、次施設をつくって、判断できる状況の中でとりこわしをお願いしたい。 全部こわして、施設ができるまでの期間が無いようにしてもらいたいです。	基本構想9ページ記載のとおり、NEXCO中日本による中央自動車道耐震工事等の工事時期については、不透明な状況です。なお、令和7年7月末時点においては、令和12年度末まで高架橋下の西調布体育館は利用できる見込みとなっています。 施設整備にあたっては、利用者の継続的な活動機会を確保できるよう努めて参ります。

3	その他	当方、合気道の稽古をしているものです。 西調布体育館は武道場としての役割がありますが、柔道の試合や合気道の演武会を行うには狭く、保護者などの観客を入れるスペースがありません。体育室A・Bを合わせて借りても一部屋として利用できない構造となっています。新しい施設は、大きな一部屋を仕切る形で二部屋として、大会などでの利用の際は大きな一部屋として利用できる構造が望ましいと思う。 西調布体育館の駐車・駐輪スペースは、車7台、バイク10台、自転車30台となっており、大会などの開催時は不十分だった。調布中学校は駅から遠く不便な場所にあるため、駐車場、駐輪場の十分な確保が望まれる。 調布市には近隣自治体には有る、常設置の武道場施設がありません。新施設では常設置の武道室として欲しい。板の間を利用したい場合は、畳を片付けて利用し、使用後は畳を引いた状態に戻す方式はどうでしょうか。	基本構想16ページ記載の「基本方針2 スポーツ活動の場としての機能の充実」にある通り、西調布体育館の機能移転にあたっては、様々な競技を踏まえた体育室の検討や各種設備の充実を図ることで、快適なスポーツ活動が行える施設として整備することを基本方針とします。西調布体育館の設置する設備については、今後策定する基本計画等でより詳細に示して参りますが、いただいたご意見を参考にしながら、可能な限り西調布体育館の設備を充実させ、利用者のスポーツ環境が向上するような施設を目指して参ります。
4	その他	競技種目ごとに利用できるスポーツ施設を定めていますが、現状では武道種目が利用できる施設は西調布体育館しかありません。 西調布体育館も調布中学校新施設も、調布市西部地域の市民の利用が中心となり、調布市東部地域からの利用は難しいと思います。（大人は行けても、小学生は一人で行くのは難しいです） そのため調布市東部地域で武道種目で利用できる施設を設定してほしい。例えば大町体育館などの体育館・会議室なども武道種目が利用できる施設として、マットか畳を設置するのはどうでしょうか。 大町体育施設と調和小学校の学校開放は、調布SHCという組織が多くの枠を利用しており、抽選申し込みの枠が少なくなっています。参加するサークルの月会費以外に調布SHCという組織に年会費を納める仕組みになっています。どのような組織なのか理解できないのと、調布SHCが利用枠を使っているため、一般市民が申し込みできる枠が少なくなっているのは納得できません。 現在、総合体育館の会議室で空手（武道種目）をやっていますが、なぜ借りることができるのでしょうか？武道種目の利用は西調布体育館のみとのことですが不公平感があります。	スポーツ施設で行える種目については、当該施設の環境等により設定しております。 利用種目の追加については、市民ニーズや施設の環境等を踏まえ、必要に応じて検討して参ります。
5	その他	スポーツ施設の抽選申し込みについてですが、近隣自治体では市内団体は2か月前に抽選申し込みがあり、1か月前より市外団体などが空いている施設の申し込みができる仕組みになっています。 調布市は1か月前の抽選申し込みとなっており、抽選に外れた場合の代替施設（民間施設など）を探したり申し込んだりするのに余裕がなく、計画的また継続的に活動するのが難しいです。抽選申し込みのスケジュールの見直しをお願いしたい。	市内団体及び市民（個人）のスポーツ施設抽選申し込みについては、使用日前月の1日から7日の期間(総合体育館及び調和小プールの団体申込みは、使用月の2か月前の1日から7日の期間)に「調布市施設予約システム」から申し込みをすることとしています。団体及び市民（個人）の活動形態によって、望ましい抽選申し込み時期は異なると思われますが、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
6	その他	敷地内禁煙としてほしい	調布市受動喫煙防止条例により市立施設は原則、敷地内禁煙となっております（市営住宅、高齢者住宅などの例外を除く）。また、条例では、市内に所在する学校（大学、短期大学等を除く。）等の敷地に隣接する路上においても喫煙が禁止されており、移転により調布中学校の敷地において複合施設を整備することで、敷地内禁煙に加えて隣接道路も禁煙となるため、受動喫煙対策の環境整備が進むことになります。今後も調布市受動喫煙防止条例の周知啓発に努めて参ります。
7	その他	遠方からの市民も利用しやすいよう、駐車場を広く、かつ、安価に整備してほしい	基本構想16ページ記載の「基本方針2 スポーツ活動の場としての機能の充実」にある通り、西調布体育館の機能移転にあたっては、様々な競技を踏まえた体育室の検討や各種設備の充実を図ることで、快適なスポーツ活動が行える施設として整備することを基本方針とします。西調布体育館の設置する設備については、今後策定する基本計画等でより詳細に示して参りますが、いただいたご意見を参考にしながら、可能な限り西調布体育館の設備を充実させ、利用者のスポーツ環境が向上するような施設を目指して参ります。